

工場等における昇降機の設置に係る留意事項

平成21年2月に兵庫県姫路市の食品会社の工場に設けたエレベーターにおいて、死亡事故が発生しました。その後も、エレベーターに関する事故が多発しています。

事故を起こしたエレベーターは、建築基準法に基づく確認申請等の記録が見つかっておらず、建築基準法に適合しない部分があったことが確認されています。

労働安全衛生法では、荷重1t未満のエレベーター及び簡易リフトは、労働基準監督署への設置報告書の提出が必要となっていますが、

それとは別に、建築基準法において、

「かご床面積1㎡超」又は「高さ1.2m超」のものはエレベーターの規定が、
「かご床面積1㎡以下」かつ「高さ1.2m以下」のものは小荷物専用昇降機の規定
がそれぞれ適用されます。

つきましては、工場等にこれらの昇降機を設置する場合は、建築基準法に基づく手続き（建築確認、完了検査、定期検査報告）を適正に行っていただきますようお願いいたします。

なお、建築基準法に関するお問い合わせについては、裏面に記載している県または市の建築基準法担当窓口までお願いします。

建築基準法では、

- ・ 簡易リフト
- ・ 1t未満のエレベーター

についても、原則として、

建築確認、完了検査、定期検査報告
が必要となります。

【建築基準法に関する問い合わせ先】

設置場所	所轄する特定行政庁 及び担当部署	連絡先
川口市内	川口市建築安全課	048-242-6343
川越市内	川越市建築指導課	049-224-5974
所沢市内	所沢市建築指導課	04-2998-9180
越谷市内	越谷市建築住宅課	048-963-9235
上尾市内	上尾市建築安全課	048-775-8490
草加市内	草加市建築安全課	048-922-0151
春日部市内	春日部市建築課	048-736-1111
さいたま市内	さいたま市建築行政課	048-829-1534
狭山市内	狭山市建築審査課	04-2953-1111
新座市内	新座市建築審査課	048-477-4519
熊谷市内	熊谷市建築審査課	0493-39-4809
久喜市内	久喜市建築審査課	0480-22-1111
上記以外の市町村	埼玉県建築安全課 建築指導担当	048-830-5511

【労働安全衛生法と建築基準法の相違点】

項目	労働安全衛生法	建築基準法
適用の対象	工場等に設置されるエレベーター (一般公衆の用に供されるものは除く) で積載荷重0.25t以上のもの	人又は荷物を運搬する昇降機 (用途、積載荷重にかかわらず)
区分	<ul style="list-style-type: none"> ●エレベーター かごの面積1㎡超かつ高さ1.2m超 ●簡易リフト かごの面積1㎡以下又は高さ1.2m以下 <p>高さ 1.2m</p> <p>高 ③ 簡易リフト ④ エレベーター</p> <p>① 簡易リフト ② 簡易リフト</p> <p>低 1.0㎡ 面積 大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●エレベーター かごの面積1㎡超又は高さ1.2m超 ●小荷物専用昇降機 かごの面積1㎡以下かつ高さ1.2m以下 <p>高さ 1.2m</p> <p>高 ③ エレベーター ④ エレベーター</p> <p>① 小荷物専用昇降機 ② エレベーター</p> <p>低 1.0㎡ 面積 大</p>
<p>※労働安全衛生法では④のみがエレベーターですが、 建築基準法では①～④のすべてが 昇降機（エレベーター、小荷物専用昇降機） となるため、 建築基準法における昇降機の構造規定が適用されます。</p>		